◎国家公務員退職手当法の一部を改正

する法律

(平成二六年一一月一九日法律第一〇七号)

正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明 等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律 の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改 ○有村国務大臣 おはようございます。 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律

律案について御説明申し上げます。 引き続きまして、国家公務員退職手当法の一部を改正する法

.....(略).....(略)

で、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させ 準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内 この法律案は、給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水

> るため、国家公務員退職手当法について必要な改正を行うもの でございます。 次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げま

法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとし 退職手当の調整額の月額を改める等のほか、施行期日、この

ております。 以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要でござい

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう

よろしくお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年一一月四日)

○井上信治君 て、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ ただいま議題となりました三法律案につきまし

ます。

......(略)......(略)...... について申し上げます。 次に、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案の概要 本案は、国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当

の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準

反映させるための措置を講ずるものであります。の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に

きものと決しました。

に大ところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべしたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべ日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしま日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしま日本委員会に付託され、二十九三法律案は、去る十月二十三日本委員会に付託され、二十九

三、参議院内閣委員長報告(平成二六年一一月一二日)

げます。 ○大島九州男君 ただいま議題となりました三法律案につきま

> 片。 疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま与える影響、国の非常勤職員の処遇改善の必要性等について質の国家公務員給与の在り方、給与制度の総合的見直しが地方に

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下質疑を終了し、討論に入りましたといたしました。三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

○附帯決議(平成二六年一一月一一日)

以上、御報告申し上げます。

(平二六法一〇五)の附帯決議と一括して掲載)(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律